

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第1回吉川市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和2年10月1日(木) 午後6時00分から 午後7時00分まで
開 催 場 所	吉川市役所第204会議室
出席委員(者)氏名	手塚崇子委員(会長)、中野智恵子委員、大月浩史委員、熊木崇人委員、石間太郎委員、五十嵐修委員、菊名久子委員、吉岡弘美委員
欠席委員(者)氏名	なし
担当課職員職氏名	こども福祉部子育て支援課長 桜井健一 こども福祉部保育幼稚園課長 島村善和 こども福祉部障がい福祉課長 加藤利明 こども福祉部保育幼稚園課 課長補佐兼保育幼稚園係長 大瀧和寛 こども福祉部保育幼稚園課 課長補佐兼施設運営係長 三宅一規 こども福祉部子育て支援課 課長補佐兼子育て支援係長 飯野耕太郎 こども福祉部子育て支援課 子ども給付係長 高橋亜矢子 こども福祉部子育て支援課 子育て支援係主事 石井賢聖 こども福祉部子育て支援課 子育て支援係主事 今関夕貴 健康長寿部健康増進課 母子保健係長 稲見絹子
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	1 開 会 2 議 事 (1) 吉川市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況について (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援施策の現状及び今後について 3 その他 4 閉会 ※ すべて公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開にした場合)	なし
傍 聴 者 の 数	なし
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 吉川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(令和元年度実績) ・資料2 「第2期子ども・子育て支援事業計画(R2~R6)」に係る吉川市新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援施策の現状及び今後について
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	大月委員、熊木委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

事務局	資料の確認
	<b>1. 開会</b>
	開会の宣言
会長	<b>2. 議事</b>
事務局	<b>(1) 吉川市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況について</b>
	<b>【関係資料】</b>
	<b>資料1 吉川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(令和元年度実績)</b>
	(担当課より説明)
	(質疑応答)
委員	資料1の9頁(6)のうち、児童ショートステイ事業について、「施設側の空き状況により、緊急での対応が出来ない場合があり、利用に結びついていない」とあるが、これは改善出来ないのか。
事務局	現在、県内2ヶ所の乳児院と委託契約を交わし、事業を展開している。近隣に施設が無く、これまで実績は0人で推移をしている状況。空き状況以外にも課題がある中で、事業の周知を図りながら、方法を検討していきたい。
委員	申し込み自体が無いのか。
事務局	その通りである。
委員	ニーズは潜在的にあるのではないか。
事務局	これまでも利用実績が0人で推移している。ニーズの把握と周知が課題と考えている。
委員	要対協などで管理されている児童の一時預かりは、この事業に当てはまらないと思われるが、ニーズが全く無いということは考えにくい。

	<p>周知が行き届いていないのではないか。</p> <p>市内で養育困難に陥っている保護者を支えるシステムを作っていくためには、市独自である当事業の充実は非常に有用である。どうすれば活用できるのか考えてほしい。</p>
事務局	<p>今すぐに一時保護を要する場合は、児童相談所と連携して対応している。また、緊急サポート事業の案内も行っている。現状を捉えながら、引き続き周知を進めていきたい。</p>
委員	<p>要対協で進行管理されている児童をサポートできるような施設や児童相談所の一時保護所についても、空き状況が無いと思われる。児童虐待に関する相談は、一回で終わらず継続していくと思われるが、市では保護者や児童に対して、どのようにサポートをしているのか。</p>
事務局	<p>子育て支援課において、子どもと家庭に関する相談に対応するため、「家庭児童相談員」を2名配置している。また、様々な市のサービスへ適切に繋げるために「利用者支援員」を1名配置、さらに、ひとり親家庭等への相談や就労支援のために「母子・父子自立支援員」を1名配置している。</p> <p>通告や相談を受けると、家庭訪問や電話連絡を通じて、状況確認を続けて実施しているところである。</p>
委員	<p>コロナウイルスの影響により児童虐待が増加していると聞くが、様々な相談員が相談を受けて支援に繋がっていると確認出来て心強い。根が深い問題であるため、引き続き取り組んでほしい。</p>
委員	<p>資料1の8頁の(5)学童保育事業について、現在小学6年生まで受け入れているが、そのうち高学年の児童の利用数はどのくらいか。</p> <p>また、今後高学年の児童の利用は減少してくると思うが、高学年児童の預かりについての考えを伺いたい。</p>

<p>担当課</p>	<p>学童保育室は6年生まで預かりをしている。市内全体で見ると、5年生が約7%、6年生は約3%の利用状況である。高学年になるにつれて、自宅で留守番することが可能となったり、習い事を始める児童の増加により、学童保育室の利用は少ない傾向である。</p> <p>今後についても、引き続き6年生までの預かりは実施していくとともに、公設公営であるため、児童数の推移や利用希望に応じて進めていく。</p>
<p>委員</p>	<p>学童保育事業について、特別支援学級に在籍する児童が学童保育室では普通級の児童と同様の対応となってしまう現状があり、現場が疲弊してしまっていると職員や保護者から声が聞かれる。</p> <p>確保内容の数値も大切だが、児童にとっての環境や職員の資質向上も含めて進めてほしい。</p>
<p>担当課</p>	<p>指摘していただいた事項については、市としても課題と考えている。保育所等で加配の保育士が付いていた児童が、学童保育室で普通級の児童と同様に適応することは難しいと認識している。人員の確保や、児童への支援方法については今後検討していきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>市内には放課後等デイサービスの事業所も多数ある。利用料金や送迎等の問題もあり、保護者や児童のニーズによって変わると思うが、保育コンシェルジュが相談や支援をしていくことで、児童にとって一番良い形を提供できるようにしてほしい。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1の14頁(11)利用者支援事業において、「必要に応じてアウトリーチ支援等を行う」とあるが、具体的にどのような取り組みをしているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>保健センターで行う乳幼児健康診査や市内に3か所ある子育て支援セ</p>

	<p>ンターへ利用者支援員（子育て支援コーディネーター）が定期的に出向き、利用者に寄り添った相談や支援、必要なサービスに繋げている。</p>
委員	<p>4頁の地域子育て支援拠点事業について、「地域の公共施設へ出向いて講座を実施した」とあるが、旭地区センターや東部地区公民館ではどれくらいの児童の参加があるのか。</p>
事務局	<p>市内3か所の子育て支援センターが「出前講座」として、市内の公共施設で実施している。各テーマや会場の広さによって変わるが、昨年度は多い時には30人程度の参加があったところである。</p> <p>今年度に関しては、新型コロナウイルス影響により、会場の広さを加味して10人程度の参加となっている。</p>
委員	<p>北部地区、東部地区は若い世代が少ないうえに、他の地域に転居してしまう方が多い。旭地区センターや東部地区公民館で、積極的に出前講座等を実施して、若い世代が子育てしやすい環境を作してほしい。</p>
事務局	<p><b>（2）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援施策の現状及び今後について</b></p> <p><b>【関係資料】</b></p> <p><b>資料2 「第2期子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）」に係る吉川市新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援施策の現状及び今後について</b></p> <p>（担当課より説明）</p> <p>（質疑応答）</p>
委員	<p>資料2の3頁の通学路等安全対策の推進について、内容には「保育所等の散歩経路」との記載があるが、現状と今後の方向性には「通学路」としか記載がない。保育所等の散歩経路については、どうなのか。</p>
担当課	<p>昨年度、保育所の散歩中の児童が被害を受けた交通事故を受けて、全</p>

	<p>国的に調査があったところである。当市においても、保育所の散歩経路中の危険箇所を挙げていただき、警察や道路公園課の立会いの下点検を行い、必要に応じて安全対策を講じている。そのため、今回の報告には載せていないところである。</p>
委員	<p>2頁の児童虐待防止対策事業について、「子ども家庭総合支援拠点」とあるが、具体的な活動内容やその効果は。</p>
事務局	<p>国の制度改正により、令和4年度までの設置が努力義務となっている。子ども家庭支援員、虐待対応専門員という専門職を配置することで、児童虐待や児童相談に関して、よりきめ細かい対応を図るものである。設置することで国から補助金が交付される。</p>
委員	<p>拠点はどこに設置されるのか。</p>
事務局	<p>子育て支援課内に設置することを想定している。</p>
委員	<p>通学路等安全対策については、三輪野江地区方面には、歩道が背の高い草で覆われている箇所があり、見通しが悪く自転車では走りづらい。交通指導員が除草してほしいと市へ伝えたようだが、県道であることから市では対応出来ないと言われたとのこと。ぜひ通学路の除草活動を検討していただきたい。</p>
事務局	<p>除草については、私有地であれば所有者へ依頼をすることもあるが、県道などの除草対応については、担当課と共有して対応を検討したい。</p>
委員	<p>県道は市では対応出来ないのか。</p>
事務局	<p>道路公園課に確認する。</p>

委員	1頁の子育て支援センター運営事業について、オンライン相談はすでに始まっているのか。周知は広報等で行っているのか。
事務局	美南子育て支援センターでは、ZOOMアプリを活用し、すでに実施しているところであるが、今後は3か所の子育て支援センターでタブレット端末を活用して進めていく予定である。周知は広報等で行っていく。
委員	1頁の新生児子育て応援商品券や、2頁の妊婦タクシー券については、対象者の区切りはどこか。
事務局	<p>新生児子育て応援商品券については、令和2年4月28日から令和2年12月31日までに生まれた新生児を対象としている。</p> <p>妊婦タクシー券については、令和2年8月31日までに妊娠届を提出された方で、9月2日以降に出産予定の方は郵送交付し、9月1日以降から令和3年1月29日に妊娠届を提出する方については、窓口にて交付している。</p> <p>なお、妊婦タクシー券の利用期限は令和3年の2月末までである。</p>
委員	通学路等安全対策について、通学路や保育所の散歩経路における危険箇所は、自宅から外に出たら全てと捉えるべき。危険箇所だけでなく、運転者側のモラルにも注視していく必要がある。
委員	児童扶養手当はひとり親家庭への経済的支援を目的としているが、ひとり親には様々な事情があるため、支援の見極めは重要と考える。
委員	<p>2頁の児童虐待防止対策事業について、「支援ニーズの高い児童等を定期的に見守る体制を確保」とあるが、頻度や見守りの方法については、どのように実施しているのか。</p> <p>また、今後の方向性の中で「地域のネットワークを総動員して、さら</p>

	<p>に見守り体制を強化していく」とあるが、どのような機関がどう関わっていくことを想定しているのか。</p>
事務局	<p>支援ニーズの高い児童等の見守りについては、家庭訪問により目視確認をしている。頻度は児童のリスクに応じて対応している。</p> <p>地域のネットワークについては、民生委員・児童委員などを含めて見守りを進めていく。</p>
委員	<p>「子どもの見守り強化アクションプラン」については、夏休み期間中に市と子ども食堂が連携し、支援ニーズの高い児童等のいる家庭へ食事の提供や家庭訪問を実施している。</p> <p>民間の社会資源等も活用する国の方針もあり、市は子ども食堂と連携したかと思うが、今後の長期休暇期間中や再び感染症が流行した場合は、今回の活動を参考に活動を広げていければ良いと考える。</p>
委員	<p>児童虐待防止対策事業について、相談にはどのような方が来るのか。</p>
事務局	<p>保護者本人からの相談や近隣住民からの児童の泣き声通告、関係機関からの相談、通告など様々である。子育て支援課で家庭訪問等を通じて状況を確認して対応している。</p> <p>保健センターにおいても、妊娠期からの切れ目のない支援体制の中で、担当の保健師が随時相談を受けている。</p>
委員	<p>今回のコロナ禍で、児童のマスクの着用に関する対応はどうしているのか。</p>
委員	<p>小学校では、熱中症対策を考慮しながら、登下校時や体育の授業の際はマスクを外している。授業中は基本的にマスクを着用している。</p>
委員	<p>私立幼稚園は、各園によって対応は異なるかと思うが、本園では、保</p>



委員	<p>護者了解のもと、児童や職員のマスク着用はしていない。</p> <p>保育所においては、管轄である厚労省からガイドラインが発出されるのに時間がかかったため、文科省のガイドラインに準じて対応している。また、市としてもコロナ対策に関するガイドラインを出していただき、順次更新もされるため、これらに基づいて対応している。</p> <p>当初から2歳未満のマスク着用は危険と言われているため、2歳児クラス以上からは児童全員にマスクを着用させている。ただし、外遊びの時など呼気が荒くなる場面では着用させていない。</p> <p>換気についても、2方向以上の常時換気や1時間おきに5分以上の全部開放をしている。</p> <p>また、園児が触るものすべてのアルコール消毒や、手指の消毒についても徹底しているが、石鹸での手洗いの方が効果的であるため、手洗いをより徹底している。</p> <p>さらに、どうしてもマスクを外す必要がある食事中は、アクリル板を使用し飛沫対策を講じている。職員は基本的にマスクを常時着用している。</p> <p>ただし、マスクをすることで職員や児童らの表情が見えないことは、教育上マイナスの影響しかないと考える。食育が出来ないことや大声で歌えない、プールも2メートル以上距離を開けなければならないなどの弊害を感じている。</p>
委員	<p>新宿区の保育所型認定こども園で勤務しているが、厚労省からガイドラインがなかなか示されなかったため、他自治体の例を参考にしながら対応している。保護者の了解を得たうえで、児童はマスクを着用しない形で運営している。その中で、出来るだけ小グループに分けたり、対面にならないよう配慮をしているものの、密集や密接は避けられない現状がある。また、職員については基本的には着用するが、外遊び等、体調に影響が出る可能性がある場合は外すことを保護者に了承している。</p>

事務局	<p><b>3. その他</b></p> <p>第2回児童福祉審議会について、令和3年3月25日（木）の開催を考えている。</p> <p><b>4. 閉会</b></p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 2年 11月 5日</p> <p>署名委員 大月 浩史 自署                      署名委員 熊木 崇人 自署</p>	